

様式第6号（第6条関係）

その1

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用) 自動車の借入れ(一般運送契約)

平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和3年 月 日

住 所
氏 名
名 称 ④
(法人にあつては代表者の氏名)

平戸市長 様

記

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり

3 令和3年10月17日執行 平戸市長選挙

4 候補者の氏名

5 銀行等名、口座名及び口座番号

銀行等名 口座番号	銀行	店	普通 当座
口座名義	フリガナ		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、平戸市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第6号（第6条関係）

別紙（その1）

請 求 内 訳 書

〔一般乗用旅客自動車運送事業者との
運送契約による自動車を使用した場合〕

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
	円×台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500円	円	
	円×台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500円	円	
	円×台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500円	円	
	円×台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500円	円	
	円×台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500円	円	
	円×台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500円	円	
	円×台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第6号（第6条関係）

その1

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用) 自動車の借入れ(その他の契約)

平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和3年 月 日

住 所
氏 名
名 称 ④
(法人にあつては代表者の氏名)

平戸市長 様

記

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり

3 令和3年10月17日執行 平戸市長選挙

4 候補者の氏名

5 銀行等名、口座名及び口座番号

銀行等名 口座番号	銀行	店	普通 当座
口座名義	フリガナ		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、平戸市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第6号（第6条関係）

別紙（その2の1）

請 求 内 訳 書

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者〕
との運送契約による自動車を使用した場合

（1）自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円×台 = 円	15,800円×1台 =15,800円	円	
	円×台 = 円	15,800円×1台 =15,800円	円	
	円×台 = 円	15,800円×1台 =15,800円	円	
	円×台 = 円	15,800円×1台 =15,800円	円	
	円×台 = 円	15,800円×1台 =15,800円	円	
	円×台 = 円	15,800円×1台 =15,800円	円	
	円×台 = 円	15,800円×1台 =15,800円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第6号（第6条関係）

その1

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用) 燃料代

平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和3年 月 日

住 所
氏 名
名 称 ④
(法人にあつては代表者の氏名)

平戸市長 様

記

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり3 令和3年10月17日執行 **平戸市長**選挙4 候補者の氏名

5 銀行等名、口座名及び口座番号

銀行等名 口座番号	銀行	店	普通 当座
口座名義	フリガナ		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、平戸市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第6号（第6条関係）

別紙（その2の2）

請 求 内 訳 書

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者〕
との運送契約による自動車を使用した場合

（2） 燃料代

販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号	販 売 金 額（ア）	基 準 限 度 額（イ）	請 求 金 額	備 考
		円× ㊦ = 円			
		円× ㊦ = 円			
		円× ㊦ = 円			
		円× ㊦ = 円			
		円× ㊦ = 円			
		円× ㊦ = 円			
		円× ㊦ = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」（計）の欄には、確認書に記載された額の合計を記入してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）の（計）欄又は（イ）の（計）欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「ア」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第6号（第6条関係）

その1

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用) 運転手の雇用

平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和3年 月 日

住 所
氏 名
名 称 ④
(法人にあつては代表者の氏名)

平戸市長 様

記

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり

3 令和3年10月17日執行 平戸市長選挙

4 候補者の氏名

5 銀行等名、口座名及び口座番号

銀行等名 口座番号	銀行	店	普通 当座
口座名義	フリガナ		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、平戸市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第6号（第6条関係）

別紙（その2の3）

請 求 内 訳 書

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者〕
との運送契約による自動車を使用した場合

（3） 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請 求 金 額	備 考
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第6号（第6条関係）

その2

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和3年 月 日

住 所
氏 名
名 称 ④
(法人にあつては代表者の氏名)

平戸市長 様

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和3年10月17日執行 平戸市長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行等名、口座名及び口座番号

銀行等名 口座番号	銀行	店	普通 当座
口座名義	フリガナ		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラの作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、平戸市に支払いを請求することはできません。

様式第6号（第6条関係）

別紙

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 A	枚数 B	金 額 A×B=C	単 価 D	枚 数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金 額 G×H=I	
円	枚	円	円 <u>7.51</u>	枚	円	円	枚	円	

- 備考1 E欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載すること。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載すること。
- 4 I欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円として記載すること。

様式第6号（第6条関係）

その3

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第13条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和3年 月 日

住 所
氏 名
名 称 ④
(法人にあつては代表者の氏名)

平戸市長 様

記

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和3年10月17日執行 平戸市長選挙

4 候補者の氏名

5 銀行等名、口座名及び口座番号

銀行等名 口座番号	銀行	店	普通 当座
口座名義	フリガナ		

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、平戸市に支払を請求することはできません。

様式第6号（第6条関係）

（別紙）

請 求 内 訳 書

当該選挙 における ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B =C 円	単価 D	枚数 E	金額 D×E =F 円	単価 G	枚数 H	金額 G×H =I 円	
箇所	円	枚	円	円 <u>1,578</u>	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{310,500\text{円} + (525\text{円}06\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載してください。